利　用　上　の　注　意

1　2024年経済構造実態調査（製造業事業所調査）茨城県結果について

「2024年経済構造実態調査（製造業事業所調査）茨城県結果」は、総務省・経済産業省「2024年経済構造実態調査（製造業事業所調査)」（以下「製造業事業所調査」という。）の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造業事業所（以下「事業所」という。）について集計したものである。

・個人経営を除く事業所であること

・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと

・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

本結果は工業統計調査の調査対象範囲を踏襲し、原則として従業者４人以上の事業所について集計した。ただし、一部の統計表及び表章項目については集計対象が異なる（下文「３　集計項目の説明」及び「５　各統計表の表章項目の説明及び留意点」を参照)。

2　事業所の産業の決定方法

(1) 事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりである。

ア　一般的な方法

(ｱ) 製造品が単品のみの事業所については、品目６桁番号の上４桁で産業細分類を決定する。

(ｲ) 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上２桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので２桁番号を決定する。次に、その決定された２桁の番号のうち、前記と同様な方法で３桁番号（小分類)、さらに４桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付とする。

イ　特殊な方法

２(1)アの方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。具体的には、「中分類22　鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業」、「熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く)」、「冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く)」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く)」の11産業である。

(2) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠しているが、以下については例外である。なお、日本標準産業分類の第14回改定に伴い、2024年調査から、製造業事業所調査用産業分類も改定した。改定内容については別表１参照

本編	日本標準産業分類
1421　洋紙・機械すき和紙製造業	1421　洋紙製造業 1423　機械すき和紙製造業

(3)「中分類18　プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりである。

産業分類	産業分類
13　家具・装備品	325　がん具・運動用具
1521　プラスチック製版	326　ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品
1695　写真フィルム（乾板を含む）	3271　漆器
2051　手袋（合成皮革）	3282　畳
215　耐火物	3283　うちわ・扇子・ちょうちん
2179　と石	3284　ほうき・ブラシ
2199　人造真珠	3285　喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）
2531　歯車	3289　洋傘・和傘・同部分品
2739　目盛りのついた三角定規	3289　魔法瓶
2741　注射筒	3292　看板・標識機
2744　義歯	3293　パレット
322　装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	3294　モデル・模型
3229　かつら	3295　工業用模型
3231　時計側	3296　レコード
324　楽器	3297　眼鏡

3　集計項目の説明

(1) 事業所数

令和６年（2024年）６月１日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。なお、操業準備中、操業開始後未出荷及び休業中の事業所は含めていない。

ア　第18表を除く統計表における「事業所」とは、上文「２　事業所の産業の決定方法」により格付けされたものをいう。

イ　第18表における「産出事業所」とは、上文「２　事業所の産業の決定方法」における産業の格付けとは関係なく、当該品目を生産した全ての事業所をいう。

(2) 従業者数

令和６年（2024年）６月１日現在の数値である。

従業者とは、次の①から⑥までに該当するものをいう。

本統計表でいう従業者数は、次の算式により算出した「この事業所に従事している男女計」をい

う。

従業者数 ＝｛ ①有給役員＋常用雇用者（②無期雇用者＋③有期雇用者（１か月以上））＋④臨時雇用者（有期雇用者（１か月未満、日々雇用）） ｝－④臨時雇用者（有期雇用者（１か月未満、日々雇用）） －⑤送出者＋⑥出向・派遣受入者

ア 「常用労働者」とは、「①有給役員」、「②無期雇用者」、「③有期雇用者（１か月以上）」及び「⑥出向・派遣受入者」に分けられる。

イ 「①有給役員」とは、事業所の取締役、理事などで（常勤、非常勤は問わない。）役員報酬を得ている人をいう。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、この事業所が役員報酬を支給している場合は、この事業所の有給役員に該当する。

ウ 「常用雇用者」とは、期間を定めずに、又は１か月以上の期間を定めて雇用されている人をいい、「②無期雇用者」及び「③有期雇用者（１か月以上）」に分けられる。

エ 「②無期雇用者」とは、常用雇用者のうち雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を含む。）をいう。

オ 「③有期雇用者（１か月以上）」とは、有期雇用者のうち、１か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

カ 「④臨時雇用者（有期雇用者（１か月未満、日々雇用））」とは、有期雇用者のうち、１か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

キ 「⑤送出者」とは、「①有給役員」、「常用雇用者」、「④臨時雇用者」に該当する人のうち、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）」（以下、「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人をいう。

ク 「⑥出向・派遣受入者」とは、労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

(3) 現金給与総額

令和５年（2023年）１月から12月までの１年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」及び「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をいう。

(4) 原材料使用額等

令和５年（2023年）１月から12月までの１年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額である。

ア 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の

額も含まれる。

イ　燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、購入ガスの料金、自家発電用の燃料費などをいう。

ウ　電力使用額とは、照明や空調に利用されたものや購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

エ　委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいい、原材料等を支給しないで、他の事業所に製造を依頼した注文製造品の売買代金は含まない。

オ　製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣受入者に係わる支払額、委託生産費などの外注費は含まない。

カ　転売した商品の仕入額とは、令和５年（2023年）１月から12月までの１年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいい、在庫品は含まない。

(5) 製造品出荷額等

令和５年（2023年）１月から12月までの１年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

ア　製造品出荷額とは、当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。）を、１年間のうちに当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。ただし、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まない。

(ｱ) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

(ｲ) 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）

(ｳ) 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、令和５年中に返品されたものを除く。）

イ　加工賃収入額とは、１年間のうちに他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

ウ　その他収入額とは、上記ア、イの出荷額以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの)、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいう。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者30人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業に支給して製造される委託生産品を含み、下請賃加工のために他企業から支給された原材料及び加工済みの在庫、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）の在庫は含まない。

(7) 有形固定資産額（従業者30人以上の事業所）

令和５年（2023年）１月から12月までの１年間における数値であり、帳簿価額によっている。

ア　有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

(ｱ) 土地

(ｲ) 有形固定資産（土地を除く）

ａ　建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）

ｂ　機械及び装置（附属設備を含む。）

ｃ　その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数１年以上の工具、器具、備品等）

イ　建設仮勘定とは建物、構築物、機械、装置、船舶、車両などの有形固定資産を建設するようなときに、完成まで長期間を要する場合、この建設に要した材料費、労務費、経費などを完成するまで一時的に処理する仮勘定で、完成後はそれぞれの資産勘定に振り替えられる。建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

ウ　有形固定資産の除却・売却による減少額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

エ　減価償却額とは、減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいう。

オ　有形固定資産額の算式は次のとおり。

(ｱ) 年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却・売却による減少額－減価償却額

(ｲ) 建設仮勘定の年間増減＝増加額－減少額

(ｳ) 投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減

(8) 事業所敷地面積（従業者30人以上の事業所）

令和６年（2024年）６月１日現在において、事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グランド、倉庫及びその他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

(9) 水源別用水量（従業者30人以上の事業所）

水源別用水量とは、事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む。）をいい、１日当たり用水量とは、令和５年（2023年）１月から12月までの１年間に使用した工業用水の総量を１年間のうちの操業日数で割ったものをいう。

ア　公共水道とは、都道府県又は市区町村によって経営される工業用水道又は上水道から供給を受ける水をいう。

(ｱ) 工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの

(ｲ) 上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの

イ　井戸水とは、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

ウ　その他の淡水とは、「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。たとえば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きょによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

4　集計の算式

(1) 生産額

令和５年（2023 年）１月から 12 月までの１年間における下記算式により算出した額をいう。

ア　従業者 30 人以上の事業所

生産額 ＝ 製造品出荷額 ＋ 加工賃収入額 ＋ （製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋ （半製品及び仕掛品年末価額 － 半製品及び仕掛品年初価額）

イ　従業者29人以下の事業所

生産額 ＝ 製造品出荷額 ＋ 加工賃収入額

(2) 付加価値額（粗付加価値額）

令和５年（2023年）１月から12月までの1年間における下記算式により算出した額をいう。

ア　従業者30人以上の事業所

付加価値額 ＝ 製造品出荷額等 ＋ （製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋ （半製品及び仕掛品年末価額 － 半製品及び仕掛品年初価額）－ （推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(※1) ＋ 推計消費税額(※2)） － 原材料使用額等 － 減価償却額

イ　従業者29人以下の事業所

粗付加価値額＝製造品出荷額等－(推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(※1) ＋推計消費税額(※2))－原材料使用額等

※１　「平成29年工業統計」より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

※２　推計消費税額は「平成13年工業統計」より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

5　各統計表の表章項目の説明及び留意点

(1) 共通事項

付加価値額については、注記がないものは従業者29人以下の事業所の粗付加価値額を含む。

(2) 第１表

ア　平成19年（2007年）の事業所数及び従業者数の前年比については、「平成19年工業統計」において事業所の捕そくを行ったため、時系列を考慮し、当該捕そく事業所を除いたもので計算している。

イ　平成19年（2007年）の製造品出荷額等及び付加価値額については、「平成19年工業統計」において調

査項目を変更したことにより、前年の数値とは接続しない。

ウ　平成27年（2015年）の事業所数、従業者数については、「平成27年工業統計」において【01】個人経営調査票で把握した事業所を含む。製造品出荷額等、付加価値額、有形固定資産投資総額については【01】個人経営調査票で把握した事業所は含まない。

エ　平成７年（1995年）から平成12年（2000年）までの付加価値額は、従業者4～9人の事業所については粗付加価値額である。平成13年（2001）以降の付加価値額は、従業者4～29人の事業所については粗付加価値額である。

オ　有形固定資産投資総額については、従業者30人以上の事業所の数値である。

カ　平成23年（2011年）及び平成27年（2015年）の数値については、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」製造業産業編、平成28年（2016年）及び平成29年（2017年）の数値については、経済産業省「工業統計」地域別統計表、平成30年（2018年）及び令和元年（2019年）の数値については、総務省・経済産業省「工業統計」地域別統計表、令和２年（2020年）の数値については、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」製造業地域編に拠り、令和３年（2021年）以降の数値については、茨城県政策企画部統計課「経済構造実態調査（製造業事業所調査）茨城県結果」に拠り、その他の年の数値については、経済産業省「工業統計」産業編に拠った。

(3) 第２表

令和４年（2022年）以前の数値については、茨城県政策企画部統計課『2023年経済構造実態調査（製造業事業所調査）茨城県結果』に拠った。

(4) 第18表

産出事業所数については、上文「２　事業所の産業の決定方法」の(1)における産業の格付けとは関係なく、当該品目を生産した全ての事業所が集計されているため、県計、各産業中分類計の事業所数は延事業所数となり、他表の事業所数とは一致しない。

６　消費税の補正

製造品出荷額等などの経理事項については、原則、消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日　各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

＜ガイドライン＞　https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf

７　産業中分類の略称

日本標準産業分類中分類の産業名については、次のとおり略称を用いている（〇印は重化学工業、それ以外は軽工業)。

	番号	産　業　名	略　称
	09	食料品製造業	食料品

	10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ・飼料
	11	繊維工業	繊維
	12	木材・木製品製造業	木材・木製品
	13	家具・装備品製造業	家具・装備品
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙・紙加工品
	15	印刷・同関連業	印刷・同関連業
○	16	化学工業	化学
○	17	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭製品
	18	プラスチック製品製造業	プラスチック製品
	19	ゴム製品製造業	ゴム製品
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革・同製品・毛皮
	21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品
○	22	鉄鋼業	鉄鋼
○	23	非鉄金属製造業	非鉄金属
○	24	金属製品製造業	金属製品
○	25	はん用機械器具製造業	はん用機械
○	26	生産用機械器具製造業	生産用機械
○	27	業務用機械器具製造業	業務用機械
○	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品・デバイス
○	29	電気機械器具製造業	電気機械
○	30	情報通信機械器具製造業	情報通信機械
○	31	輸送用機械器具製造業	輸送用機械
	32	その他の製造業	その他の製造業

8　地域区分

地域名	市　　郡　　名
県　北	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、久慈郡（大子町）
県　央	水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、東茨城郡（茨城町、大洗町、城里町）、那珂郡（東海村）
鹿　行	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
県　南	土浦市、石岡市、龍ケ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、稲敷郡（美浦村、阿見町、河内町）、北相馬郡（利根町）

県　西	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、結城郡（八千代町）、猿島郡（五霞町、境町）

９　統計表中の記号

(1) 「－」は、該当数値なし。

(2) 「0.0」は、単位未満である。

(3) 「△」は、数値がマイナスである。

(4) 「X」は、個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所である（下文「10　秘匿」を参照)。

10　秘匿

(1) 「X」は、集計対象となる事業所数が１または２であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である（一次秘匿)。また、集計対象が３以上の事業所に関する数値であっても、合計との差引きで集計対象が１または２の事業所の数値が判明する箇所は、併せて秘匿としている（二次秘匿・三次秘匿)。

(2) 二次秘匿・三次秘匿は以下を基本とした。

ア　事業所数の最も少ない産業分類、市町村等を秘匿した。ただし、産業分類については、同一分類内に「その他の云々」、「他に分類されない云々」などがある場合、それらを優先的に秘匿した。

イ　事業所数が同数の場合、製造品出荷額がより少ない事業所を秘匿した。

(3) 統計表と関連する国の統計表がある場合、国が秘匿した箇所を秘匿した。これに伴い集計対象が３以上の事業所に関する数値であっても、併せて秘匿とした場合がある。

(4) 国の統計表は調査対象範囲である従業者１人以上の事業所すべてを集計対象とし、本結果はそのうち旧工業統計調査の調査対象範囲である従業者４人以上の事業所を集計対象とした。これにより集計対象が３以上の事業所に関する数値であっても、差引きで１または２の事業所の数値が判明する箇所は、併せて秘匿としている。そのため、従来の統計表よりも秘匿とした箇所が多い。

11　時系列比較について

時系列比較を行う場合は、次の点に留意されたい。

(1) 共通事項

製造業事業所調査においては、個人経営を除く全ての事業所について、大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等)を上位から累積し、当該分類に係る売上高(製造品出荷額等)総額の９割を達成する範囲に含まれる事業所を対象とし、その報告を元に全体を推計して集計している。そのため、時系列比較を行う際は、十分な留意が必要である。

(2) 累年比較編

製造業事業所調査また令和３年経済センサス-活動調査においては、個人経営の事業所を含まない集計結果であることから、個人経営の事業所を含む工業統計の集計結果に基づく令和元年（2019 年）以

前の数値とは単純比較ができないことに留意されたい。

(3) 第３表

製造業事業所調査における「在庫額」については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」に従って税込み補整処理の対象外になっており、経済センサス-活動調査と同様、製造業事業所調査でも当ガイドラインを踏襲している。一方、工業統計では、連続性の観点から、「在庫額」について従前より他の記入項目同様に税込み補整処理をしている。なお、従来の調査結果は、当時の消費税率であり、現行の税率(10%)と異なることから、時系列比較を行う際は十分な留意が必要である。

(4) 各年次に実施した統計調査名とそれぞれの調査時点及び調査期間は後掲の別表２のとおりである。

12 その他

(1) 金額については、単位未満の数値を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 構成比については、端数を四捨五入しているため、内訳が 100%にならない場合がある。

(3) この調査結果報告書は、経済産業省より提供されたデータを元に県が独自に集計したものである。

(4) 本報告書から引用・転載する場合、以下を参考に出典を注記されたい。

(例)

・資料：茨城県政策企画部統計課「2024 年経済構造実態調査（製造業事業所調査）茨城県結果」

・茨城県政策企画部統計課「2024 年経済構造実態調査（製造業事業所調査）茨城県結果」より

・「2024 年経済構造実態調査（製造業事業所調査）茨城県結果」（茨城県政策企画部統計課、令和８年１月）より

・茨城県政策企画部統計課が令和８年１月に発表した「2024 年経済構造実態調査（製造業事業所調査）茨城県結果」によると…

この結果報告書についての問合せ先は次のとおりです。

〒310-8555　茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県政策企画部統計課商工農林グループ

電話（029）301-2656（直通）

統計情報は、「いばらき統計情報ネットワーク」で御覧になれます。

https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/tokei/fukyu/tokei/

別表１

経済構造実態調査＜製造業事業所調査＞用産業分類新旧対応表 （改定部分のみ抜粋）

旧	新	変更内容
09 食料品製造業	09 食料品製造業	
095 糖類製造業	095 砂糖・でんぷん糖類製造業	日本標準産業分類の改定に伴う産業小分類名の改称。
0951 砂糖製造業（砂糖精製業を除く）	0951 砂糖製造業（砂糖精製業を除く）	
0952 砂糖精製業	0952 砂糖精製業	
0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	0953 でんぷん糖類製造業	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類名の改称。
10 飲料・たばこ・飼料製造業	10 飲料・たばこ・飼料製造業	
102 酒類製造業	102 酒類製造業	
1021 果実酒製造業	1021 果実酒製造業	日本標準産業分類の改定に伴う分割
1022 ビール類製造業	1022 発泡性酒類製造業	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類名の改称、統合。
1023 清酒製造業	1023 清酒製造業	
1024 蒸留酒・混成酒製造業 日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類の廃止（分割して新1022、1024、1025、1026へ）	1024 醸造酒類製造業（果実酒、清酒を除く）	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類の新設。
	1025 蒸留酒類製造業	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類の新設。
	1026 混成酒類製造業	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類の新設、統合。
11 繊維工業	11 繊維工業	
116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）	116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）	
1161 織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む）	1161 織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む）	
1162 織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む）	1162 織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む）	
1163 織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む）	1163 織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む）	
1164 織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含み、下着を除く）	1164 織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含み、下着を除く）	
1165 織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業（不織布製及びレース製を含む）	1165 織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業（不織布製及びレース製を含む）	
1166 ニット製外衣製造業（アウターシャツ類、セーター類などを除く）	1166 ニット製外衣製造業（アウターシャツ類、セーター類等を除く）	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類名の改称。
1167 ニット製アウターシャツ類製造業	1167 ニット製アウターシャツ類製造業	
1168 セーター類製造業	1168 セーター類製造業	
1169 その他の外衣・シャツ製造業	1169 その他の外衣・シャツ製造業	
17 石油製品・石炭製品製造業	17 石油製品・石炭製品製造業	
172 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）	172 潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないもの）	日本標準産業分類の改定に伴う産業小分類名の改称。
1721 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）	1721 潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないもの）	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類名の改称。

旧	新	変更内容
21 窯業・土石製品製造業	21 窯業・土石製品製造業	
213 建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）	213 建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）	
2131 粘土かわら製造業	2131 粘土がわら製造業	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類名の改称。
2132 普通れんが製造業	2132 普通れんが製造業	
2139 その他の建設用粘土製品製造業	2139 その他の建設用粘土製品製造業	
25 はん用機械器具製造業	25 はん用機械器具製造業	
253 一般産業用機械・装置製造業	253 一般産業用機械・装置製造業	
2531 動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）	2531 動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）	
2532 エレベータ・エスカレータ製造業	2532 エレベータ・エスカレータ製造業	
2533 物流運搬設備製造業	2533 物流運搬設備製造業	
2534 工業窯炉製造業	2534 工業窯炉製造業（燃焼炉）	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類名の改称。
2535 冷凍機・温湿調整装置製造業	2535 冷凍機・温湿調整装置製造業	
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	
282 電子部品製造業	282 電子部品製造業	
2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	
2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業	2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類名の改称。
2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業	2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業	
29 電気機械器具製造業	29 電気機械器具製造業	
292 産業用電気機械器具製造業	292 産業用電気機械器具製造業	
2921 電気溶接機製造業	2921 電気溶接機製造業	
2922 内燃機関電装品製造業	2922 内燃機関電装品製造業	
	2923 電気炉・電熱装置製造業	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類の新設。
2929 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）	2929 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）	日本標準産業分類の改定に伴う分割。
30 情報通信機械器具製造業	30 情報通信機械器具製造業	
301 通信機械器具・同関連機械器具製造業	301 通信機械器具・同関連機械器具製造業	
3011 有線通信機械器具製造業	3011 有線通信機械器具製造業	
3012 携帯電話機・PHS電話機製造業	3012 スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機製造業	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類名の改称。
3013 無線通信機械器具製造業	3013 無線通信機械器具製造業	
3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	
3015 交通信号保安装置製造業	3015 交通信号保安装置製造業	
3019 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	3019 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	

経済構造実態調査＜製造業事業所調査＞用商品分類新旧対照表 （改定部分のみ抜粋）

新産業細分類	旧 品目番号	旧 製造品名・賃加工品名	旧 単位	対応	新 品目番号	新 製造品名・賃加工品名	新 単位	変更内容
09 食料品製造業								
0953 でんぷん糖類製造業	0953 11	ぶどう糖	t	→	0953 11	ぶどう糖	t	
	12	水あめ、麦芽糖	t	→	12	水あめ、麦芽糖	t	
	13	異性化糖	―	→	13	異性化糖	―	
	91	ぶどう糖・水あめ・異性化糖（賃加工）	―	→	91	でんぷん糖類（賃加工）	―	日本標準産業分類の改定に伴う改称
10 飲料・たばこ・飼料製造業								
1021 果実酒製造業	1021 11	果実酒	kl	→	1021 11	果実酒	kl	日本標準産業分類の改定に伴い
	91	果実酒（賃加工）	―	→	91	果実酒（賃加工）	―	旧「1021」を新「1026」に分割
1022 発泡性酒類製造業	1022 11	ビール	kl	→	1022 11	ビール	kl	
	12	発泡酒	kl	→	12	発泡酒	kl	
					13	新ジャンル	kl	日本標準産業分類の改定に伴い
	1024 16	チューハイ・カクテル	kl	→	14	その他の発泡性酒類	kl	産業分類分割・品目番号新設。
	1024 19	その他の蒸留酒・混成酒	―					
	91	ビール類（賃加工）	―	→	91	発泡性酒類（賃加工）	―	日本標準産業分類の改定に伴い
	1024 91	蒸留酒、混成酒（賃加工）	―					産業分類統合。
	1024 11	新「102511」へ	kl					
	12	新「102512」へ	kl					
	13	新「102611」へ	kl					
	14	新「102513」へ	kl					
	15	新「102612」へ	kl					
	16	新「102214」、新「102619」へ	kl					
	19	新「102213」、新「102411」、新「102519」、新「102619」へ	―					日本標準産業分類の改定に伴い 旧「1024」を旧「1022」、 新「1024」、新「1025」、 新「1026」に分割
	91	新「102291」、新「102491」、新「102591」、新「102691」へ	―					
1024 醸造酒類製造業	1024 19	その他の蒸留酒・混成酒	―	→	1024 11	醸造酒類（果実酒、清酒を除く）	kl	
	91	蒸留酒、混成酒（賃加工）	―	→	91	醸造酒類（果実酒、清酒を除く）（賃加工）	―	
1025 蒸留酒類製造業	1024 11	添加用アルコール（飲料用アルコール）（95%換算）	kl	→	1025 11	添加用アルコール（飲料用アルコール）（95%換算）	kl	
	12	焼ちゅう	kl	→	12	焼酎	kl	
	14	ウイスキー	kl	→	13	ウイスキー	kl	
	19	その他の蒸留酒・混成酒	―	→	19	その他の蒸留酒類	―	日本標準産業分類の改定に伴い
	91	蒸留酒、混成酒（賃加工）	―	→	91	蒸留酒類（賃加工）	―	産業分類分割・品目番号新設
1026 混成酒類製造業	1024 13	合成清酒	kl	→	1026 11	合成清酒	kl	
	15	味りん（本直しを含む）	kl	→	12	みりん（本直しを含む）	kl	
	16	チューハイ・カクテル	kl	→				
	19	その他の蒸留酒・混成酒	―	→	19	その他の混成酒類	kl	
	91	蒸留酒、混成酒（賃加工）	―	→	91	混成酒類（賃加工）	―	

新産業細分類	旧 品目番号	旧 製造品名・賃加工品名	旧 単位	対応	新 品目番号	新 製造品名・賃加工品名	新 単位	変更内容
11 繊維工業								
1166 ニット製外衣製造業（アウターシャツ類、セーター類等を除く）	1166 11	ニット製上衣・コート類（ブレザー、ジャンパー等を含む）	デカ	→	1166 11	ニット製上衣・コート類（ブレザー、ジャンパー等を含む）	デカ	
	12	ニット製ズボン・スカート	デカ	→	12	ニット製ズボン・スカート	デカ	
	13	ニット製乳幼児用外衣	ー	→	13	ニット製乳幼児用外衣	ー	
	91	ニット製外衣（アウターシャツ類、セーター類などを除く）（賃加工）	ー	→	91	ニット製外衣（アウターシャツ類、セーター類等を除く）（賃加工）	ー	日本標準産業分類の改定に伴う改称
14 パルプ・紙・紙加工品製造業								
1499 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	1499 11	セロファン	千連	→	1499 11	セロハン	千連	日本標準産業分類の改定に伴う改称
	21	紙製衛生材料	ー	→	21	紙製衛生材料	ー	
	31	大人用紙おむつ	ー	→	31	大人用紙おむつ	ー	
16 化学工業								
1632 脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）	1632 11	合成ブタノール	t	→	1632 11	合成ブタノール	t	
	12	合成オクタノール	t	→	12	合成オクタノール	t	
	13	合成アセトン	t	→	13	合成アセトン	t	
	22	トリクロルエチレン	t	→	22	トリクロロエチレン	t	日本標準産業分類の改定に伴う改称
1634 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	1634 11	テレフタル酸、ジメチルテレフタレート	t	→	1634 11	テレフタル酸（T．P．A）、ジメチルテレフタレート（D．M．T）	t	日本標準産業分類の改定に伴う改称
	12	スチレンモノマー	t	→	12	スチレンモノマー	t	
	13	トルイレンジイソシアネート（T．D．I）	t	→	13	トルエンジイソシアネート（T．D．I）	t	日本標準産業分類の改定に伴う改称
21 窯業・土石製品製造業								
2131 粘土がわら製造業	2131 11	いぶしかわら	千個	→	2131 11	いぶしがわら	千個	日本標準産業分類の改定に伴う改称
	12	うわ薬かわら、塩焼かわら	千個	→	12	うわ薬がわら、塩焼がわら	千個	日本標準産業分類の改定に伴う改称
	91	粘土かわら（賃加工）	ー	→	91	粘土がわら（賃加工）	ー	日本標準産業分類の改定に伴う改称
25 はん用機械器具製造業								
2523 油圧・空圧機器製造業	2523 11	油圧ポンプ	台	→	2523 11	油圧ポンプ	台	
	12	油圧モータ	台	→	12	油圧モーター	台	日本標準産業分類の改定に伴う改称

新産業細分類	旧 品目番号	旧 製造品名・賃加工品名	旧 単位	対応	新 品目番号	新 製造品名・賃加工品名	新 単位	変更内容
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業								
2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業	2822 11	音響部品	―	→	2822 11	音響部品	―	
	12	磁気ヘッド	―	→	12	磁気ヘッド	―	
	13	小形モータ（3W未満のもの）	―	→	13	小形モーター（3W未満のもの）	―	日本標準産業分類の改定に伴う改称
	91	音響部品・磁気ヘッド・小形モータ（賃加工）	―	→	91	音響部品・磁気ヘッド・小形モーター（賃加工）	―	日本標準産業分類の改定に伴う改称
29 電気機械器具製造業								
2923 電気炉・電熱装置製造業	2929 12	電気炉	台	→	2923 11	電気炉	台	日本標準産業分類の改定に伴い産業分類移動・品目番号変更
	13	産業用電熱装置	―	→	12	産業用電熱装置	―	
					13	電気炉・電熱装置の部分品・取付具・附属品	―	日本標準産業分類の改定に伴い品目番号新設
					91	電気炉・電熱装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	―	
2929 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用，船舶用を含む）	2929 11	コンデンサ（蓄電器）	―	→	2929 11	コンデンサ（蓄電器）	―	
	12	新「292311」へ	台					日本標準産業分類の改定に伴い旧「2929」を新「2923」に分割
	13	新「292312」へ	―					
	14	電力変換装置	―	→	12	電力変換装置	―	日本標準産業分類の改定に伴い品目番号変更
	15	シリコン・セレン整流器	―	→	13	シリコン・セレン整流器	―	
	19	その他の整流器	―	→	19	その他の整流器	―	
	29	その他の産業用電気機械器具の部分品・取付具・附属品	―	→	29	その他の産業用電気機械器具の部分品・取付具・附属品	―	
	91	その他の産業用電気機械器具・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	―	→	91	その他の産業用電気機械器具・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	―	
30 情報通信機械器具製造業								
3012 スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機製造業	3012 11	携帯電話機・PHS電話機	―	→	3012 11	スマートフォン、携帯電話機、PHS電話機	―	日本標準産業分類の改定に伴う改称
	91	携帯電話機・PHS電話機（賃加工）	―	→	91	スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機（賃加工）	―	日本標準産業分類の改定に伴う改称
31 輸送用機械器具製造業								
3111 自動車製造業（二輪自動車を含む）	3111 11	軽・小型乗用車（気筒容量2000ml以下のもの）（シャシーを含む）	台	→	3111 11	軽・小型乗用車（気筒容量2000ml以下のもの）（シャシーを含む）	台	
	17	二輪自動車（原動機付自転車、モータスクータを含む）（125ml以下のもの）	台	→	17	二輪自動車（原動機付自転車、モータースクータを含む）（125ml以下のもの）	台	日本標準産業分類の改定に伴う改称
	18	二輪自動車（側車付、モータスクータを含む）（125mlを超えるもの）	台	→	18	二輪自動車（側車付、モータースクータを含む）（125mlを超えるもの）	台	日本標準産業分類の改定に伴う改称
3113 自動車部分品・附属品製造業	3113 11	自動車用ガソリン機関（ガソリンエンジン）	台	→	3113 11	自動車用ガソリン機関（ガソリンエンジン）	台	
	12	自動車用ディーゼル機関（ディーゼルエンジン）	台	→	12	自動車用ディーゼル機関（ディーゼルエンジン）	台	
	13	二輪自動車・モータスクータ用内燃機関	台	→	13	二輪自動車・モータースクータ用内燃機関	台	日本標準産業分類の改定に伴う改称

別表２

本書での表記	調査	事業所数、従業者数	製造品出荷額等、付加価値額
昭和56年	昭和56年工業統計調査	昭和56年12月31日現在の数値	昭和56年（暦年）1年間の数値
昭和57年	昭和57年工業統計調査	昭和57年12月31日現在の数値	昭和57年（暦年）1年間の数値
昭和58年	昭和58年工業統計調査	昭和58年12月31日現在の数値	昭和58年（暦年）1年間の数値
昭和59年	昭和59年工業統計調査	昭和59年12月31日現在の数値	昭和59年（暦年）1年間の数値
昭和60年	昭和60年工業統計調査	昭和60年12月31日現在の数値	昭和60年（暦年）1年間の数値
昭和61年	昭和61年工業統計調査	昭和61年12月31日現在の数値	昭和61年（暦年）1年間の数値
昭和62年	昭和62年工業統計調査	昭和62年12月31日現在の数値	昭和62年（暦年）1年間の数値
昭和63年	昭和63年工業統計調査	昭和63年12月31日現在の数値	昭和63年（暦年）1年間の数値
平成元年	平成元年工業統計調査	平成元年12月31日現在の数値	平成元年（暦年）1年間の数値
平成2年	平成2年工業統計調査	平成2年12月31日現在の数値	平成2年（暦年）1年間の数値
平成3年	平成3年工業統計調査	平成3年12月31日現在の数値	平成3年（暦年）1年間の数値
平成4年	平成4年工業統計調査	平成4年12月31日現在の数値	平成4年（暦年）1年間の数値
平成5年	平成5年工業統計調査	平成5年12月31日現在の数値	平成5年（暦年）1年間の数値
平成6年	平成6年工業統計調査	平成6年12月31日現在の数値	平成6年（暦年）1年間の数値
平成7年	平成7年工業統計調査	平成7年12月31日現在の数値	平成7年（暦年）1年間の数値
平成8年	平成8年工業統計調査	平成8年12月31日現在の数値	平成8年（暦年）1年間の数値
平成9年	平成9年工業統計調査	平成9年12月31日現在の数値	平成9年（暦年）1年間の数値
平成10年	平成10年工業統計調査	平成10年12月31日現在の数値	平成10年（暦年）1年間の数値
平成11年	平成11年工業統計調査	平成11年12月31日現在の数値	平成11年（暦年）1年間の数値
平成12年	平成12年工業統計調査	平成12年12月31日現在の数値	平成12年（暦年）1年間の数値
平成13年	平成13年工業統計調査	平成13年12月31日現在の数値	平成13年（暦年）1年間の数値
平成14年	平成14年工業統計調査	平成14年12月31日現在の数値	平成14年（暦年）1年間の数値
平成15年	平成15年工業統計調査	平成15年12月31日現在の数値	平成15年（暦年）1年間の数値
平成16年	平成16年工業統計調査	平成16年12月31日現在の数値	平成16年（暦年）1年間の数値
平成17年	平成17年工業統計調査	平成17年12月31日現在の数値	平成17年（暦年）1年間の数値
平成18年	平成18年工業統計調査	平成18年12月31日現在の数値	平成18年（暦年）1年間の数値
平成19年	平成19年工業統計調査	平成19年12月31日現在の数値	平成19年（暦年）1年間の数値
平成20年	平成20年工業統計調査	平成20年12月31日現在の数値	平成20年（暦年）1年間の数値
平成21年	平成21年工業統計調査	平成21年12月31日現在の数値	平成21年（暦年）1年間の数値
平成22年	平成22年工業統計調査	平成22年12月31日現在の数値	平成22年（暦年）1年間の数値
平成23年	平成24年経済センサス-活動調査	平成24年 2月 1日現在の数値	平成23年（暦年）1年間の数値
平成24年	平成24年工業統計調査	平成24年12月31日現在の数値	平成24年（暦年）1年間の数値
平成25年	平成25年工業統計調査	平成25年12月31日現在の数値	平成25年（暦年）1年間の数値
平成26年	平成26年工業統計調査	平成26年12月31日現在の数値	平成26年（暦年）1年間の数値
平成27年	平成28年経済センサス-活動調査	平成28年 6月 1日現在の数値	平成27年（暦年）1年間の数値
平成28年	平成29年工業統計調査	平成29年 6月 1日現在の数値	平成28年（暦年）1年間の数値
平成29年	平成30年工業統計調査	平成30年 6月 1日現在の数値	平成29年（暦年）1年間の数値
平成30年	2019年工業統計調査	令和元年 6月 1日現在の数値	平成30年（暦年）1年間の数値
令和元年	2020年工業統計調査	令和2年 6月 1日現在の数値	令和元年（暦年）1年間の数値
令和2年	令和3年経済センサス-活動調査	令和3年 6月 1日現在の数値	令和2年（暦年）1年間の数値
令和3年	2022年経済構造実態調査（製造業事業所調査）	令和4年 6月 1日現在の数値	令和3年（暦年）1年間の数値
令和4年	2023年経済構造実態調査（製造業事業所調査）	令和5年 6月 1日現在の数値	令和4年（暦年）1年間の数値
令和5年	2024年経済構造実態調査（製造業事業所調査）	令和6年 6月 1日現在の数値	令和5年（暦年）1年間の数値